

全建労発第 2号
令和6年4月2日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

適正な労働時間による契約の徹底について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設揚重業では、現場での作業に加えて、クレーン車の回送業務や始業前点検等の付随業務があることから、施工計画の策定の際に労働基準法及び建設業法に抵触しないよう施工計画に配慮する等とともに、適正な料金での契約を行うよう一般社団法人 全国クレーン建設業協会より別紙の通り要望がありました。

つきましては、貴協会所属会員企業の皆様にもご周知の上、適正な労働時間、料金での契約の徹底についてご協力いただきますようお願いいたします。

以上

(担当：労働部 吉田)